

平成 30 年第 2 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

（その 5）

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第13号	議員の海外派遣について	3
議員提出議案第14号	地域材の利用拡大推進を求める意見書	7
議員提出議案第15号	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を 求める意見書	8
議員提出議案第16号	ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書	9
議員提出議案第17号	日本年金機構の情報セキュリティー対策の 見直しを求める意見書	13
議員提出議案第18号	国民健康保険国庫負担金等の減額措置の全面的廃止を 求める意見書	17
議員提出議案第19号	憲法第9条改定に反対し、憲法をいかす政治を 求める意見書	21

平成30年6月22日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同 同

己 司 士 二 一 浩 樹 史 平 夫 史 次 子 也 文 樹 三 子 文 次 郎 信
知 泰 大 健 晃 幸 征 貴 良 和 哲 清 恵 達 敏 秀 昭 幸 敏 卓 十 賴
川 場 由 林 田 谷 田 関 川 渕 堀 宅 田 尻 村 本 川 原 毛
西 札 平 大 森 青 黒 井 西 田 小 乾 三 米 池 西 榎 吉 星 大 森

堺市議会議員

同 同

二 太 子 志 勤 一 延 昭 男 利 国 子 一 史 彰 盛 司 子 治 守 克 行
精 良 優 猛 慎 浩 友 昌 正 京 太 克 成 文 清 恵 光 文 勝
伊 豆 丸 貴 代 上 井 場 田 村 側 山 畑 本 村 田 上 里 山 本 本 川 谷
信 田 渕 岡 的 西 野 池 裏 木 石 上 池 水 野 成 宮 松 吉 米 城

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第13号 議員の海外派遣について

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）第125条の規定により、議員を派遣するために本議案を提案するものである。

議員の海外派遣について

地方自治法第100条第13項及び堺市議会会議規則第125条の規定により次のとおり議員を派遣する。

堺市、ベトナム社会主義共和国ダナン市相互交流等促進議員派遣

- 1 派遣目的 ベトナム社会主義共和国ダナン市人民委員会委員長（ダナン市長）より堺市議会に対し「第5回ダナン越日文化交流フェスティバル2018」への参加依頼があり、堺市長から、今後の堺市及びダナン市の交流促進のために、同市への堺市議會議員の派遣依頼があったことに応え、両市の交流促進と相互理解を深化させることを目的とする。
- 2 派遣場所 ベトナム社会主義共和国ダナン市
- 3 派遣期間 平成30年7月27日（金）～ 7月30日（月）
- 4 派遣議員 西川知己 伊豆丸精二 井関貴史 西川良平
西哲史 木畑国 池尻秀樹 宮本恵子
吉川敏文 吉川守 森 賴信
- 5 委任 本議案の議決後、派遣期間について変更の必要が生じた場合は、議長において措置するものとする。

平成30年6月22日

長子典口山

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

己司士二英勤一延昭男夫史次子也文樹三子文次守克行
知泰大健俊慎浩友昌和哲清惠達敏秀昭幸敏卓文勝
美子
川場田林川井場田村側渕堀 宅田尻村本川原川谷
西札平大長岡的西野池田西小乾三米池西榎吉星吉米城

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二太子志一浩樹史平一利匡子一史彰盛司子治子郎信
精良優猛晃幸征貴良正京太克成文清惠光典十一賴
丸貴代上田谷田関川田山畠本村田上里山本本口毛
豆伊信田渕森青黒井西芝裏木石上池水野成宮松山大森

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|----------------------------|
| 議員提出議案第14号 | 地域材の利用拡大推進を求める意見書 |
| 議員提出議案第15号 | 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書 |
| 議員提出議案第16号 | ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書 |

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

地域材の利用拡大推進を求める意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要である。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要がある。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

1. 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
2. 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
3. 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、C L T（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
4. 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。
5. 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

各宛

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約25,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

1. 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
2. その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
3. 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

各宛

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークおよびヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

各宛

平成30年6月22日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

己 司 士 二 浩 樹 史 平 夫 史 次 也 文 樹 三 子 文 次 一 郎
知 泰 大 健 幸 征 貴 良 和 哲 清 達 敏 秀 昭 幸 敏 卓 十 一 郎
川 場 田 林 谷 田 関 川 渕 堀 宅 田 尻 村 本 川 原 毛
西 札 平 大 青 黒 井 西 田 西 小 三 米 池 西 榎 吉 星 大

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二太子志一延昭男利匡一史彰盛司子治守克
精良優猛慎浩友昌正太克成文清恵光文
伊豆丸貴代上場田村側山畠村田上里山本本川谷
信田渕的西野池裏木上池水野成宮松吉米

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第17号　　日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

記

1. 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
2. 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
3. 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

平成30年6月22日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同

田代優子
森田晃一
田渕和夫
石本京子
成瀬清司
宮本恵子
松本光治
森頼信

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同

林健二
井勤正
山利恵
裏乾本
榎幸文
吉敏子
星原次
城卓勝

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第18号 国民健康保険国庫負担金等の減額措置の全面的廃止を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

国民健康保険国庫負担金等の減額措置の 全面的廃止を求める意見書

2018年度から国は、現物給付方式で子ども医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険国庫負担金等の減額措置を小学校入学前までについて廃止した。ペナルティー制度は厳しい財政事情のもとでも医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みの障害となっていた。この廃止は、全国知事会をはじめ地方団体から強く要求されていたものもある。

子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において乳幼児医療費無料化を含む様々な助成制度を実施している。しかし、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」等、地域間格差が生じている状況となっている。

よって、本市議会は、以下の点について国に強く要望する。

記

1. 国においては、国民健康保険国庫負担金等の減額措置の全面的廃止を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

平成30年6月22日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員	長谷川俊英	堺市議会議員	森田晃一
同	岡井勤	同	石本京子
同	乾恵美子	同	森 賴信
同	城勝行		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第19号 憲法第9条改定に反対し、憲法をいかす政治を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

憲法第9条改定に反対し、憲法をいかす政治を求める意見書

安倍首相は、2017年5月3日に憲法第9条に新たに自衛隊の存在を記述するなど2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと述べた。この発言後、憲法改定への動きが強まっている。

戦後70年以上にわたって、わが国が海外で戦争をしてこなかったのは、憲法第9条があったことは言うまでもないが、あわせて歴代の自民党政権が「憲法第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認について規定しているが、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。わが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる」との解釈に立ち、自衛隊は海外で戦争するための軍事力ではなく、専守防衛を任とするものであり「憲法9条とは矛盾しない」との認識を繰り返してきたことが大きく作用してきた。

しかし、安倍首相の考えは、この歴代の自民党政権が主張してきた憲法解釈をさらに踏み越えようとするものであり、憲法に記述する自衛隊とは、災害等において人命救助や被災地復旧に頑張る自衛隊でも、専守防衛に徹する自衛隊でもない。

それは、安全保障関連法案により集団的自衛権の行使が可能となる自衛隊であり、憲法違反の安全保障関連法案を合憲にしようとする、すなわち海外で戦争できる国に変えようとするに他ならない。

また、安倍首相は「憲法に自衛隊を明記しても何も変わらない」とも主張しているが、何も変わらないなら、国民投票までして憲法を変える必要はない。

そもそも、憲法第9条に自衛隊の存在を記述すれば、法律の内容が矛盾する場合『後法優先の原則』に則り、後で制定された法律が、先に制定された法律に優先して適用されることから、憲法第9条第2項が空文化、死文化することは避けられない。

共同通信社が、2017年11月に実施した全国世論調査によると、憲法第9条に自衛隊を明記する首相の提案に対し、賛成が38.3%、反対が52.6%となっており、2018年1月13日に実施した同様の調査でも、賛成35.3%、反対52.7%であり、国民の多数は日本が再び海外で戦争する国になることは望んでいない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の理解を得られない憲法第9条改定を行わず、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が活かされる政治を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

各宛

平成30年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その5)

平成30年6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-18-0049

